平成18年3月1日 告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町の行う共催又は後援等に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この告示において、「共催又は後援等」とは、おいらせ町が行う共催、後援及び協賛その他これ らに類似する行為をいう。

(共催又は後援等をすることができる事業等)

- 第3条 行事を主催する団体、事業等で町が共催又は後援等をすることができるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 国又は地方公共団体が主催して行う事業
 - (2) 町が補助金を交付して行う事業
 - (3) 町が補助金を交付している団体が主催して行う事業
 - (4) 教育、体育、学術、文化等の発展向上に寄与すると認められる事業
 - (5) その他町長が適当と認める事業
- 2 次に掲げるものは、共催又は後援等を承諾しないものとする。
 - (1) 特定の政党、政治団体、宗教団体又はこれらに準ずる団体等が主催して行う事業
 - (2) 政治的活動、宗教的活動又は直接営利宣伝を目的として行う事業
 - (3) 実費相当額を著しく超えると認められる入場料、出品料、参加料等を徴収して行う事業
 - (4) 事業の効果が一部の地域又は一部の階層に限られると認められる事業
 - (5) 過去に後援を承諾した事業のうち、承諾条件を履行しなかったもの

(共催又は後援等承認申請)

第4条 共催又は後援等の承諾を受けようとするものは、おいらせ町長に共催・後援承諾申請書(別記様式)を提出しなければならない。

(承認決定等の通知)

- 第5条 前条の規定に基づき、共催又は後援等を行うことについての可否を決定し、申請者へ通知するものとする。
- 2 共催又は後援等を承諾しないと決定したときは、理由を付して申請者へ通知するものとする。 (承諾の取消し等)
- 第6条 共催又は後援等の承諾を決定後、当該事業の内容が申請と異なるときには、承諾を取り消すことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の下田町の共催及び後援等に関する要綱(平成15年下田町告示第21号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和4年7月5日告示第68号)

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日告示第23号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。